

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成21年度 第3回委員会 平成21年7月21日（火） 於. 橿原市役所 本庁3階第2会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 安田 武功 事務局 建設部長、建設部次長、契約検査課検査室長、 契約検査課主幹、契約検査課長補佐 外4名	
審議対象期間	平成20年10月1日～平成21年3月31日	
抽出案件	総件数 131件	（備考）期間内入札等件数 一般競争入札 0件 事後審査型条件付き 一般競争入札 86件 指名競争入札 44件 総合評価方式 0件 随意契約 1件
一般競争入札	0件	
事後審査型条件付き 一般競争入札	4件	
指名競争入札	5件	
総合評価方式	0件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	
	別紙の通り	
委員会による意見具申 又は勧告の内容		

## 【別紙】

意見・質問	回答
＜3. 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の指名・選定理由について＞	
<p>①事案2(市道路整備工事)、事案4(八木中学校プール濾過循環配管改修工事)において、参加業者がそれぞれ3者と1者しか参加しなかったのはどのような理由か。</p>	<p>①一般競争入札として公告を出しており、その結果としてそれぞれ3者と1者の参加となりました。参加業者が少なかった理由については調査しておりません。</p>
<p>最低制限価格の計算方法について、応札業者の平均額を用いる方法を探っているが、参加業者数が10者や15者あれば、合理性はあると思うが、参加業者が少ない場合は合理性があるかどうか疑問である。見直すべきではないか。</p>	<p>参加業者が少ない工種については、その対策として建設工事等発注規程を「冷暖房・塗装工事及び防水工事につきましては、原則は一般競争入札としますが、案件により指名競争入札とすることができる」と今年4月に改正し、競争性を確保できるようにしました。 また最低制限価格に関しましては、現在検討中であります。</p>
<p>応札業者の平均額を用いる方法は、一部の業者が意図的に高値で入札をすると、最低制限価格のラインが押し上げられてしまう。 例えば、事案3(今井東地区整備工事第20-2工区)の場合、90%以上の入札率の業者が複数あった為に、最低制限価格のラインが上がり、低価格で入札した業者(10者)が軒並み落札外となっている。 この結果から見ると、経費節減の余地があったと言わざるを得ない。発注者の合理的な積算に基づく制限価格の設定を行うなど、最低制限価格の算出方法について検討していただきたい。 また、国の低入札価格調査制度を参考にしているかどうか。</p>	<p>最低制限価格制度については、過去に業者の倒産やダンピングという事を踏まえ検討した結果、現在の市場価格を反映した算定方法を導入しました。しかし、国からの最低制限価格、入札制度の改革の通知を受け、市場価格制に移行する以前の方式に戻し、国を参考に下限のラインを上げる方向で現在検討しています。</p>
<p>②最低制限価格の導入の基準はどうなっているのか。</p>	<p>②工事の入札案件は全て導入対象ですが、コンサルタント業務については導入していないという状況です。</p>
<p>コンサルタント業務において、案件によって落札率が20～90%と大きく幅があるが、20%で落札した業者が実際きちんと仕事ができているのか。 また、現時点では最低制限価格を導入していないが、導入は検討しないのか。最低制限価格制度以外に、他市では低入札価格調査制度を導入している場合がある。一定金額以下は導入する等検討した方がいいのではないのか。</p>	<p>成果品については発注課で検査し、遜色なく納められているという状況です。コンサルタント業務のほとんどは人件費で、おそらく業者は無理をして落札されていると思われます。 国・県等の最低制限価格制度等を参考に檀原市に合うような方法を模索していきたい。</p>
<p>③新庁舎基本構想策定業務委託について、型は随意契約であるが、実質総合評価方式ではないか。 庁舎というのは市民にも関心の高い問題で、入札の透明性を確保という観点から、公表として総合評価方式とした方がいいのではないのか。</p>	<p>③最終的な契約形態ということで、随意契約という表記にしました。業者選定にいたる方法は総合評価方式及びプロポーザル方式となります。 今後、公表の方法も検討したいと思います。</p>
<p>④事案2(市道路改良工事)等において、対象業者が26者あって参加業者が3者となっているが、参加業者が少ない案件は、談合している可能性も疑われるのではないのか。 そのような案件が増えてくるようであれば、何らかの対応が必要だと思うが、去年の下半期の分では、参加業者が1者の案件は何件あるか。</p>	<p>④参加業者が少ない工種については、前述のとおり規程を改正し、指名競争入札も可能とし、競争性を確保できるようにしました。 また、参加業者が1者の案件は108件のうちの2件(冷暖房衛生設備工事)です。</p>

意見・質問	回答
<p>2件程度であれば特に問題にはならないだろう。今後、原因追求という意味でも、このような参加業者が少ない案件が何件あるかを資料として作っていただきたい。</p>	
<p>&lt;5. 平成20年 工事成績について&gt;</p>	
<p>⑤品質確保という面だけでなく産業振興という面からも、特に市内業者の優良業者育成というのも、市の政策として大事なことで、一定のインセンティブを考えてもいいのではないか。</p>	<p>⑤今回、工事成績評定においてA評価を取った業者が2者出まして、全般的に工事の内容についても非常に良くなってきています。A評価を2回以上取った業者については成績優秀企業として公表するという制度はありますが、それ以外にも他に何らかのメリットを付与したいと考えています。</p>
<p>&lt;6. 平成21年 入札制度改正について&gt;</p>	
<p>⑥先程も説明があったように、「冷暖房衛生設備工事と塗装工事について指名競争入札とすることができると改正した」というのは評価できる。それ以外は特に問題ない。</p>	<p>⑥入札参加資格停止の改正についてですが、より一層の不良業者排除のため、資格停止期間を4ヶ月を6ヶ月、2ヶ月を3ヶ月と強化しました。工事自体の品質は確保していますが、書類の管理や工程の途中で様々な問題点があり、より一層厳しく対処していきます。</p>
<p>工事成績評価による停止期間の延長ということだが、国か他団体の例を参考にしているのか。</p>	<p>県を参考にしています。</p>
<p>&lt;7. 次回開催日程について&gt;</p>	
<p>⑦次回の日程については。</p>	<p>⑦次回の委員会の開催は、平成22年1月とします。</p>